



船員の特定最低賃金が改正されます

内航鋼船500円、

海上旅客350円引き上げ

令和2年12月17日、沖縄地方交通審議会(会長 上原義信)から沖縄総合事務局長(吉住啓作)に対し「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金」、「沖縄海上旅客運送業最低賃金」の改正に関する答申が行われました。それを受け答申どおりの改正を決定し、令和3年4月上旬に発効予定です。

船員の最低賃金は、最低賃金法の特例規定により、業種・航行区域・総トン数の区分別に国土交通大臣又は地方運輸局長等により月額で決定されます。沖縄管内適用分(当局長決定)としては、「内航鋼船」、「海上旅客」の2業種であり、職員部員(職員以外)それぞれの職種毎に設定されています。改正後の最低賃金額は表のとおりです。

なお、大臣決定の最低賃金は、海上旅客(令和3年2月19日)、内航鋼船(同年3月18日)が改正発効され、他の全ての地方運輸局等においても同様に改正が予定されています。

沖縄総合事務局長決定に係る船員最低賃金

【発効日:令和3年4月上旬】(すべて月額)

業種別	職種等	最低賃金額 (改正前の額)	引き上げ額 (増加率)
沖縄内航鋼船運航業 及び 木船運航業	職員	250,050円 (249,550円)	500円 (0.200%)
	若年職員(特定の養成施設課程を修了し勤務期間が短い者)	233,600円 (233,100円)	500円 (0.214%)
	部員	191,450円 (190,950円)	500円 (0.261%)
	部員(海上経験3年未満)	182,150円 (181,650円)	500円 (0.275%)
沖縄海上旅客運送業	職員	246,800円 (246,450円)	350円 (0.142%)
	部員	185,350円 (185,000円)	350円 (0.189%)

お問合せ先

運輸部

船舶船員課

☎ 098-866-1838

現在は、八重山地域の特産物(泡盛や地ビール、各地のマース(塩)など)の販売が行われており、6月以来順次約3ヶ月毎に、今後2年間上

(左)株式会社沖縄ファミリーマート 野崎社長、(中央)吉住局長、(右)ミス沖縄スカイブルー岩本華奈さん



のサイクルで県内全市町村の特産品の販売を予定しておりますので、お近くにお越しの際には、是非お立ち寄りください。

Information

お知らせ

那覇第2地方合同庁舎2号館1階に ファミリーマートがオープン!

お問合せ先

総務部

人事課

☎ 098-866-0045